沼津市入札監視委員会　令和６年度　第２回定例会議　議事録

１　開催日時及び場所
令和７年３月４日（火）　午前10時30分から11時45分まで
沼津市役所　３階　入札室

２　出席者
委　員：蓼沼委員長、小川委員、鈴木委員、土屋委員、角替委員
事務局：契約検査課　山本課長、増田契約係長、杉山副主任、木村主事
参考人：なし
傍聴者：なし

３　議事概要
⑴　令和６年度下期　苦情の申立てについて
期間中に苦情の申立てがなかったことを報告した。

⑵　令和６年度下期　工事請負契約状況について
資料に基づき、期間中の「総契約件数」「方式別契約件数」「最低制限価格と入札額との差が近接している工事」等を説明した。

⑶　令和６年度下期　入札参加資格停止の状況について
資料に基づき、期間中の入札参加資格が停止された業者、理由、停止された場合の効果等を説明した。
・橋本組の事例は、中部地方整備局の監督処分の後に入札参加停止したのか、また営業停止の期間はどれくらいか。
→建設業法に基づく監督処分の情報が入った後に速やかに入札参加停止措置している。また、営業停止の期間は22日間だった。
・プランシステムの事例で、仕様書と異なる型式の製品で入札とあるが、事前にはわからないものなのか。
→備品の入札の場合は、参考品として仕様書で商品のメーカーや型番を提示している。参考品以外のもの、他のメーカーや型番が異なるもので入札参加を希望する場合は、当該品が仕様書の品質や規格を満たしており参考品と同等と判断できるか、入札前に担当課の審査を受けることとしている。
・労働安全衛生法の事案は、日本人労働者か外国人労働者か。
→日本人である。労働安全衛生法違反で罰金刑になっているので、会社の過失が認められたケースである。

⑷　令和６年度下期　低入札価格調査結果について
資料に基づき、低入札価格調査を行った結果、確実に履行できるものと判断し契約を締結した旨を説明。

⑸　抽出事案にかかる審議

角替委員が抽出した事案と、抽出した理由を説明した。※質疑応答は別紙参照。

抽出事案に係る入札及び契約の手続等について意見の具申等はなかった。

⑹　その他

なし。

⑺　閉会

現委員の任期は令和７年３月で満了する。

蓼沼委員長が退任、他の委員は次期も委嘱予定。

令和７年度第１回定例会議は、令和７年９月に開催する予定である。

（別紙）

質　疑	回　答
制限付　番号 11（入札番号 120） **令和６年度　東駿河湾広域都市計画事業岡宮北土地区画整理事業６Ｍ－１４号線区画道路築造工事**	
最低制限価格と落札額が非常に近接した額になっているが	土木工事の昨年度の平均落札率は、予定価格に対して 92.1%となっており、多くの案件で最低制限価格に近い金額で落札者が決まっている。
1%の範囲内で設定されるランダム係数を予測して応札しているのか	入札参加者数も各社の入札時間も開札するまでは分からないため、入札のランダム係数を予想するのは不可能であり、運の要素も絡んでいる。
今回同額の応札が 3 社あるが、その業者が最低価格になった場合の抽選のやり方は	抽選も電子入札システムで行う。各業者は入札時にあらかじめ抽選用の任意の番号を入力しており、その番号を利用してシステムが自動で抽選処理を行う。
ランダム係数はいつ導入したのか	令和元年の官製談合事件後に制度検討をし、令和３年４月発注の案件から適用している。
ランダム係数導入前から最低制限価格付近の応札は多かったのか。くじ引きは運次第になってしまう	施工条件の良い工事は入札参加者が多いし、応札額も低くなる。また、積算ソフトを利用する業者も多く、従来から最低制限価格付近の応札はあった。なお、10 年以上前は沼津市も予定価格を事前公表していたが、複数社が最低制限価格と同額の応札で、抽選を行うケースがあった。
制限付　番号 35（入札番号 117） **令和６年度　新貨物ターミナル１号調整池築造工事** 質疑無し	

制限付　番号 93（入札番号 195） 令和６年度　沼津市立大岡中学校校舎衛生設備工事	
低入札価格調査を辞退した植松設備工業は、他の工事も多く受注しているが大きな会社なのか	上水道などの管工事を中心とした会社で技術職員も複数いる
どうして低入札価格調査を辞退したのか	配置技術者の不足が理由と聞いている。低入札価格調査に該当した場合は、契約条件として加配技術者の配置を求めており、また現場代理人・主任技術者・加配技術者は専任することとしている。つまり、３人を専属で配置する必要があるため、技術者が足りない業者は、低入札価格調査に該当した場合は辞退するというケースはある。
辞退している業者はどういう理由が多いのか、技術者の不足などはあるのか	施工条件が悪く困難な工事、利益が見込みにくいと判断した場合、技術者が不足している場合などが考えられる。技術者不足は全国的な問題であり、技術者の規定をしている建設業法等も金額要件や兼務条件を緩和する方向に改正されている。また、市でも発注予定をあらかじめ公表し、各社が受注希望の工事の計画を立てられるように取り組んでいる。
技術者は正社員に限るのか	入札参加時点で３カ月以上の直接的・恒常的雇用を条件としている。工事を落札してから雇用するということはできない。
外国人の社員も技術者として配置できるのか	外国人の技能制度などにより、条件を満たせば配置可能になるケースがある。在留資格の種類によっては技能評価試験や日本語試験もある。

制限付　番号 94（入札番号 185） **令和６年度　愛鷹地区センター旧館解体工事**	
解体工事の落札率が低い理由は	解体工事は最低制限価格を設定していない。主な費用は人件費と処分費になるが、資機材を所有していて直営施工が可能な業者や処分場を所有している業者は価格の低減が可能と思われる。
特定の業者の落札が多いが	落札回数が多い業者は解体工事を専門としている業者である。
産廃の処分はどのように確認するのか	廃棄物はマニュフェストを提出させており、処分場の場所、処分量、処分日などは工事担当課が確認している。
他の解体工事でも特定の業者の入札が多いのか	規模の小さい解体工事は市内業者で解体工事を希望する業者を対象に入札を行うことが多い。大規模な解体工事、例えば令和５年度に発注した市民体育館の解体工事では、技術力も必要なため、同規模工事の実績を参加要件とし、県内業者を対象に入札を行った。
落札額の低さと相まって、参加業者が２件のみのものが多くほとんど同一の会社が落札しているという点が気になるので、直ぐに何かして欲しいというのではないが、注視はしておいてほしい	わかりました。
指名　番号 116（入札番号 141） **令和６年度　市道４０１２３号線舗装修繕工事**	
高尾建設はこの期間で９件と落札件数が多いが、大きい会社なのか	土木工事、舗装工事、水道管工事の業種を希望しているため、入札参加の件数が多く、その結果落札数も多くなっていると思われる。

応札無しや辞退の理由は分かるか	手持ち工事で新規受注の余裕が無い場合や、下請け受注を優先している業者、現場が近い案件のみ入札に参加する業者もあると思われる。